

## 健康保険証の写しのマスキング（黒塗り）について

令和3年3月1日

健康保険法が令和2年10月1日に改正され、本人確認等を目的として医療保険の被保険者証を使用する際、被保険者等記号・番号及び保険者番号の提供を求めることが禁止されました。

つきましては、今後、当企業団が発注する建設工事等において、健康保険被保険者証の写しを提出する際は、次のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

### 記

当企業団が発注する建設工事等において、被保険者証の写しを添付する際には、被保険者等記号・番号及び保険者番号にマスキング（黒塗り）を行ったうえで提出してください。

なお、当該箇所にマスキング（黒塗り）がされていない写しを提出された場合には、当企業団においてマスキング（黒塗り）を行いますので、ご了承ください。

また、被保険者証によっては、被保険者等記号・番号及び保険者番号のほかに枝番、QRコードが記載されていますが、この場合においては、同様にマスキング（黒塗り）が必要になります。

### 1 実施時期

令和2年10月1日から。

### 2 マスキング（黒塗り）の見本

健康保険 被保険者証	本人（被保険者）	令和〇年〇月〇日交付	
	記号	番号	(枝番)
	■■■■■	■■■■■	■■■■■
氏名	〇〇 〇〇		
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	性別	○
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日		
事業所所在地	〇〇市〇〇	QRコード	■■■■■
事業所名称	株式会社〇〇		
保険者番号	■■■■■		
保険者名称	〇〇〇〇〇〇〇〇		
保険者所在地	〇〇市〇〇		

#### 【問合せ先】

岡山県南部水道企業団総務課

TEL 086-465-5050

FAX 086-465-5056